

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成27年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日 (平成27年6月16日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告 (町長 ・ 教育長)
日程第 5	同意第 3号		新冠町公平委員会委員の選任について
日程第 6	選挙第 7号		新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 7	報告第 2号		例月出納検査等の結果報告について
日程第 8	報告第 3号		有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について
日程第 9	報告第 4号		株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について
日程第 10	報告第 5号		有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について
日程第 11	報告第 6号		繰越明許費繰越計算書について
日程第 12	議案第 26号		辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 13	議案第 27号		辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 14	議案第 28号		新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 15	議案第 29号		平成27年度新冠町一般会計補正予算 (提案説明のみ)
日程第 16	議案第 30号		平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 17	議案第 31号		平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	小笠原 広 明 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
保 健 福 祉 課 長	堤 秀 文 君
税 務 課 長	宗 元 真 彦 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	鷹 薮 寧 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	湊 昌 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 係 長	曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成27年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 竹中 進一 議員、2番 堤 俊昭 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月23日までの8日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月23日までの8日間に決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、6月17日・18日・19日及び6月20日・21日の5日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、6月17日・18日・19日及び6月20日・21日の5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告を行います。最初に、町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、系統議長会並びに閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を、

お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告を行います。議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成27年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成27年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。はじめに「新冠町総合教育会議の設置について」申し上げます。平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により「新教育委員会制度」は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、町長が教育長を議会の同意を得て任命し、任期を3年とすること。また、町長が主催し、町長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置すること。また、町長は、総合教育会議において、教育に関する総合的な施策の大綱を策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置を協議・調整することとされており、これにより、今回の改正において、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携の強化等教育委員会制度の抜本的な改革が行われております。

「新教育委員会制度」におきましては、現教育長の任期が満了するまでの間、現行の制度を運用することとされておりますが、「総合教育会議の設置」及び「大綱の策定」につきましては、本年度から適用されていることから、6月4日「第1回新冠町総合教育会議」を開催し、「総合教育会議の設置要綱」及び「大綱」について協議決定いたしました。

次に「日高食肉流通センターの操業開始について」申し上げます。企業誘致事業として、町の企業誘致条例に基づく認定企業の株式会社日高食肉センターが、西泊津で建設を進めておりました「日高食肉流通センター」については、本年3月の第1回定例会において、その進捗状況等を報告いたしましたが、今般、施設が完成し、操業が開始となりましたので、改めてご報告申し上げます。去る5月15日、関係者に対する施設の内覧会とあわせ、竣工式及び落成祝賀会が開催され、5月20日から操業を開始したということであります。

当該食肉流通センターは、豚専用の食肉処理、加工、流通を行うもので、鉄骨造2階建て、延べ床面積7290平方メートル、年間18万頭（1日750頭）の処理能力がある最新鋭の設備を持つ施設となっており、HACCP（ハサップ）手法に基づく厳しい衛生基準を満たした最高レベルの処理方式で、と畜解体後の枝肉製造や内臓肉・部分肉加工処理などで製品化し、安全で高品質な食肉加工品を全国に流通販売するとともに、将来的には海外流通も視野に入れているということであります。操業当初の処理頭数は、1日100頭程度から開始し、徐々に頭数を増やして、年内には計画している1日750頭まで増

頭する見込みであるということであります。

また、操業開始時の従業員数は73名（内町内採用17名）で、雇用条件で区分しますと正社員35名（内町内採用9名）、契約社員10名（内町内採用1名）、パート社員28名（内町内採用7名）となっております。

この他、外部委託派遣社員14名、食肉検査員、これは道職員ですが11名、日本食肉格付協会職員1名も加わり、施設内に常駐する関係者は総体で99名となっておりますが、今後、処理頭数の増頭に伴い、外部委託派遣社員等の人員も増加する予定にあるということであります。

顧みますと、平成21年12月にはじめて、西泊津地区町有地を活用した食肉加工施設の建設構想について関係者から相談を受け、以来、先進地の調査や議会における慎重かつ精力的な議論をはじめ、地元自治会及び漁業協同組合をはじめとする産業団体や、多くの町民のみなさんのご理解とご協力により、このたび「日高食肉流通センター」として操業開始に至ったものであります。企業誘致政策として推進してきた町として、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

なお、株式会社日高食肉センターに対しましては、町も資本金を出資しておりますが、去る5月30日に開催された定時株主総会において、新たに同社の取締役の一人に新冠町を代表して私が就任いたしました。

株式会社日高食肉センターにあっては、地域の活力と経済を牽引する企業として、町民の期待に応えるべく事業が展開されるものと考えておりますが、私も取締役に加わりましたので、地元企業として地域に根ざし、発展・貢献するよう努めて参りますので、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「新冠町コミュニティバス「メロディー号」の運行状況等について」申し上げます。本年3月31日をもって道南バス泉線を廃止し、4月1日から新たに町独自のコミュニティバス「メロディー号」の運行を開始いたしました。

その利用状況につきまして、集計数値は4月の1カ月分となりますが、それぞれの運行便ごとにご報告申し上げます。

まず、通学通勤便について、朝の第1便（登校便）に利用者が集中しておりますが、1日平均30.5人の乗車となっており、路線別では、美宇芽呂発のA路線は1日平均16.6人、新栄発泉経由のB路線は1日平均13.9人となっております。なお、廃止前の道南バス泉線の乗車状況は、町の独自調査で1日平均18.7人となっており、これと比較しますと平均で11.8人、63.1%の増加となっております。さらに地域を分けて見ますと市街地での乗車が6.6人、47.1%の増加、市街地以外（山間地域）の乗車が5.2人、110.6%の増加となっております。

接続のJR新冠駅乗降車後、静内駅に向かう新冠静内線においては、当初、廃止前の道南バス泉線の1日平均18.7人を目安に、車両1台27人定員での運行を計画しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、1日平均30.5人で定員を超過する状況となりま

したことから、車両を追加し2台体制による運行に変更いたしております。

また、下校に対応する便は、道南バス及びJRと接続する形で、新冠市街地発16時台と18時台を運行しておりますが、18時台の静内からの移動については、同時間帯に運行していた泉線を廃止いたしました。下校便は生徒が分散して利用するため、1便当たりの乗車人数が少数となることから代替便の運行はせず、JRに集約した形での運行を計画いたしました。静内農業高校より道南バスの定期券で通学する生徒にあっては、JR乗車料金が新たに発生し通学費の負担増となる生徒が居るため、放課後活動や部活動の参加を諦める生徒が出ることも懸念され、少人数ではあるが何らかの対応を考慮してほしいという要請がありましたので、道南バスの定期券を所持している方に限定して、新たに静内駅発18時台を1便追加し運行しております。これら下校便の乗車平均人数は、16時台で2.6人、18時台で4.1人、追加した静内駅発18時台が4.4人となっております。

次に、一般コミュニティ便について、旧健康推進バスの運行ルートを基本として、各地区週2日だったものを週4日に増やし運行しております。

路線別の延べ利用者数を、以前の健康推進バス月平均利用者数と比較して見ますと、新和太陽古岸線は201人に対して347人、73%の増加、美宇東川線は236人に対して257人、9%の増加、若園大富線は120人に対して291人、143%の増加となっております。

次に、日曜日に限定して運行しております泉線（新冠市街地発・泉経由・新冠市街地着）について、午前便は1回当たり平均2.8人、午後便は平均3.3人となっております。

次に、75歳以上を対象とする新ひだか町医療機関無料送迎便を新たに運行しておりますが、行き（送り）のみ利用者が居る時だけ運行しており、1回当たり平均利用者数は4.8人、帰り（迎え）は3.8人となっております。

この医療機関無料送迎便につきましては、どの程度利用ニーズがあるか基礎となる数値はありませんでしたが、思っていたほどの利用者数ではなく、少ないという感想を持っておりますが、利用の対象者が75歳以上ということや、運行開始間もないということもあり、この運行がまだ地域に浸透していない面もあるのではないかと思いますので、広報等を定期的に行い情報発信に努めて参ります。

なお、このメロディー号の利用町民登録者数は、5月末現在181人となっており、うち市街地の住民が36人20%、市街地以外（山間地域）の住民が145人80%となっております。

また、一定の要件に該当する方には、乗車料金が無料となる各種バス券を発給しており、高校生通学乗車証（山間地域～市街地区間無料）23人、健康推進バス券（通院、温泉利用者無料）38人、青少年バス券（高校生以下、山間地域～市街地区間無料）35人、特別乗車バス券（免許返納者、その他特別な事情がある方無料）9人となっております。以上が新冠町コミュニティバス「メロディー号」の運行状況等についてでございます。

次に、「北海道農業振興対策資金融通に対する損失補償限度額について」申し上げます。一次産業、とりわけ農業を基幹産業とする当町において、地域農業の安定的な発展や農業を基盤とした地域社会の活性化を図るためには、担い手となる若手農業者や新規就農者の育成はもとより、地域を支える農業者の皆様が安心し、意欲的に農業に取り組める環境づくりが肝要と考えております。

北海道農業振興対策資金融通事業は、農業者の財務体質の健全化に向けて、農協系統組織や行政が一体となって取り進める仕組みとして制度化されたもので、農業者個々の経営改善計画の着実な実践により、農業所得の向上を図り、将来とも持続可能な健全経営を目指すとともに、農業者の組織体であります新冠町農協が、適正な自己資本比率を維持し、安定した経営基盤を構築のうえ、力強い農業展開と更なる農業の振興、地域の活性化を目指す事業として運用しているところでございますが、平成26年度末における当該損失補償の限度額についてご報告いたします。

北海道農業振興対策資金融通に対する損失補償は、限度額を3億1017万3千円、期間を平成25年度から平成40年度までの15年間とする債務負担行為として、平成25年第4回定例会で議決を頂き、平成26年1月29日付けで北海道農業信用基金協会との損失補償契約を締結しておりますが、平成26年度末の損失補償限度額は2億8702万5千円となっており、これまでに財政支出を伴う事案の発生はございません。

本制度の運用にあたりましては、損失補償の発生リスクを軽減するために、対象となる農業者や新冠町農協の経営改善計画の履行や、着実な達成に向けた監査体制の強化などの措置を講じておりますが、今後とも新冠町農協や系統上部組織、日高振興局等との連携を深め、安全性の確保と向上に努めて参ります。

次に、プレミアム付き商品券として発行いたしました「新冠町地域商品券の発行結果について」申し上げます。昨年12月27日に閣議決定されました「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」では、回復の遅れている地方経済の消費喚起として「地域消費喚起・生活支援型交付金」制度を創設いたしました。

この制度は、地域における消費喚起や、これに直接の効果がある生活支援に関する事業に対して国が支援を行うもので、迅速な消費効果が望める具体的な方策として、プレミアム付き商品券の発行が推奨され、これを実施する場合には、商品券が割増されるプレミアム分のほか、商品券の印刷や周知に関する宣伝費などの事務費を含め、事業に係る経費の全てを交付金で賄え、自治体の負担無しに事業が実施できるよう配慮された形となり、当町には当該交付金として国から1568万6千円の割当がございました。

また、北海道からも同様の趣旨により、プレミアム分に対して5%の上乗せ制度が用意され、国・北海道からの交付金は総額で1868万6千円となりました。これを有効に活用すべく新冠町商工会と協議を重ね、販売総額を6000万円、これに25%のプレミアムを上乗せした発行総額を7500万円とする「新冠町地域商品券」の発行準備を進めまして、本年第1回定例会にて関係予算の議決を頂いたところでございます。事業主体とな

りました新冠町商工会では、1冊当たり1万2500円分の商品券を1万円の価格で設定し、一人当たりの購入限度額を10万円として、4月20日から5月20日までの期間で本町多目的センターを会場に販売を開始いたしました。プレミアム率の高さから大変好評な売れ行きとなり、発売開始から僅か2日目での完売となりました。商品券の利用は8月31日までを期限として、利用出来る店舗は、町内に店舗又は事務所を置く事業所で、商工会に事前登録された食糧・日用品・家電製品等の小売店、飲食店、自動車の販売・整備、建築・塗装業、サービス業など80店舗でございます。既に商品券の利用が始まっておりますが、5月末日現在での換金状況を申しますと、換金額は約4100万円となり、一番多く利用されているのは自動車の販売・整備でございます。次に多いのは建築や電気工事、塗装などによる住宅リフォームでございます。

また、本事業では消費効果を測定するためのアンケート調査を実施しております。回答期限は9月5日までとなっておりますが、現在までに回答のありました26件のうち、半数を超える15件は、この度の商品券の購入がきっかけとなり、商品やサービスを購入したという結果でございます。国が目的とする「新たな消費喚起」には、一定の効果があったものと理解しております。いずれにいたしましても、7500万円の商品券が利用される際には、更に現金を加えての利用になるものと思われまますので、これが町内で消費されることは、大変大きな経済効果でございますし、今後の商工業振興の一助となるよう期待をしているところでございます。

次に、「福祉灯油支給事業について」申し上げます。平成26年度は、暖房用灯油需要期に価格の高騰状態が継続したことから、日常生活への影響が極めて大きい、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯で低所得者の方を対象に1万円分の灯油購入券を支給することにより、経済的な負担軽減等を図ったところでございます。

支給申請の受け付けにつきましては、平成27年1月13日から2月13日までの1月間とし、申請を受理しました389世帯のうち、町民税課税世帯や未申告の方及び支給対象外世帯を除く357世帯にあったか灯油券として交付し、3月31日をもって事業が完了したところでございます。

支給世帯の内訳と使用状況でございますが、高齢者世帯が300件、障がい者世帯が30件、ひとり親世帯が27件となり、灯油券の使用につきましては、支給額357万円に対し、354万5千円で2万5千円分が未使用となっております。以上が、福祉灯油支給事業の実施結果でございます。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、報告案件4件、一般議案3件、平成27年度各会計補正予算3件を提案することにいたしております。

それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行

います。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、4月以降の教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、別紙のとおりとさせていただきます、主なものについてのみの説明とさせていただきます。大きく4点でございます。

はじめに、「教育委員の活動について」であります。ただいま町長の行政報告にもあったように第1回目となります総合教育会議が6月4日に開催されまして、教育委員が参加しております。総合教育会議の設置要綱の決定、第5次新冠町総合計画を大綱とみなすこと、事務局を教育委員会管理課が所管すること等について協議を行っております。次に昨年度から実施しております教育委員の研修といたしまして、管内の新築学校の視察を、5月20日に新ひだか町立静内中学校と三石中学校の視察研修をしております。昨年は新築の小学校の視察を行い、今年は中学校を対象として実施いたしまして、建設の経過や建設費用、改善点等の説明を受け、その後、施設見学を行っております。次に5月21日には昨年度から実施しております町内の小中学校のPTA会長との「教育懇談会」を実施しております。主に家庭学習の取組や携帯電話の使用、家庭での様子について懇談を持ち、全町的な家庭学習時間の確保の取組について理解と協力をお願いしております。

大きな2つ目は学校教育の推進についてであります。まず、「学ぶ意欲と確かな学力の育成について」ですが、昨年度から実施しております「各種検定料助成金交付事業」を本年度も引続き実施いたします。本事業は、町内在住の小中学校児童生徒に対し、漢字検定、英語検定の検定料2分の1を補助することにより、学習の基礎となる漢字の読み書きの習得、国際化社会の基礎となる英語の知識習得に向け、積極的に学習できるよう実施しているものです。昨年度は英語検定14件、漢字検定67件、計81件と予想以上の反響で、児童生徒の学習意欲の向上を図る大きな成果を上げることができました。

次に「教師の指導力と信頼される学校づくり」についてであります。5月4日の新聞、その後のテレビにより報道されました新冠中学校生徒が被害に遭いました自転車による衝突事故についてであります。事故は5月2日土曜日、午後2時、学校休業日に発生いたしました。事故の状況は、本人が町内を散歩中に、中央町付近の国道交差点において、信号待ちをしていたところ、中学校側からきた自転車の男性に衝突され、転倒し、顔面左側と左膝に擦り傷、左手首を骨折する全治一カ月の怪我を負いました。通りかかった男性は複数いて、衝突した男性は特定できない状況で、その後、警察で犯人の特定に向け、捜査していますが、有力な情報はないようであります。

学校の対応といたしまして、生徒指導に係る打合せを行い、各学級への目撃情報依頼、自転車の乗り方の指導、また、8日の学級だよりにおいて保護者へ事故発生時には、学校に即座に連絡をくれるよう周知しております。

今後とも、児童生徒の交通安全に対する意識を向上させる取組を進めるとともに、緊急時の対応についてもあらためて、保護者と学校との密な連携を図るよう指導して参りたく

考えております。

次に、「開かれた学校経営の充実について」であります。まず、小1プロブレム、中1ギャップへの対応として、幼小中の連携した組織の立ち上げについてです。学級崩壊や授業崩壊が顕在化したのは、平成7年頃からでありまして、呼応して小1プロブレムが問題となりました。

1年生の学級崩壊は、特に入学直後の児童に多く見受けられることから、遊びを通した情操教育やコミュニケーション能力の育成が中心となる幼稚園、保育所から学習が中心になる小学校への環境の大幅な変化に対応できない点が指摘され、授業中に座ってられない、集団行動が取れない等が子ども達に起きております。中1ギャップについては、小学校と中学校との授業スタイルの変化、定期テストによる勉強の負担増、部活動による先輩後輩の人間関係等が大きな負担となり、状況がひどくなると休みがちになったり、不登校になるケースが見られます。

これらの予防策として、幼小中の連携した取組、また、交流が必要となっており、文科省でも平成20年の学習指導要領で「幼・保・小連携」を明記しており、当町においても、本年度より一層組織的に取組むこととしております。

次に、朝日小学校の創立100周年の取り組みについてであります。本年、朝日小学校は創立して100周年を迎える節目の年となり、昨年12月に学校関係者、PTA、地域関係者による協賛会を立ち上げ、現在記念事業等について協議を進めております。そのはじめといたしまして、6月6日朝日小学校グラウンドにおきまして創立100周年記念大運動会が開催されました。

例年の運動会の内容に加え、地域競技を盛り込み、また、参加者全員での記念写真を撮り、盛大に終了しております。今後とも100周年を記念した事業が多数行われますので、ぜひとも、ご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

大きな3つ目は、「新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について」であります。ド・レ・ミの6月現在の園児数は、0歳～2歳児が36名、3～5歳児が102名となり計138名となっております。昨年同時期と比べ合計で3名の増となっておりますが、特に0～2歳児については、昨年27名に対し、9名の増となっております。また、1歳児については現在定員15名のところ18名でありまして、3名定員を超えている状況です。園全体の定員165名には達しておりませんが、特に0～3歳児についてはきめ細やかな保育体制が必要でありまして、現在、職員の配置、教室の利用等の見直しをしながら対応しているところでございます。

次に「教育・保育の質の向上」を図る取組と致しまして、6月1日レ・コードパークにおきまして、乗馬体験を行っております。本年も乗馬連盟の協力をいただきまして、園児に動物との触れ合いをとおり、動物愛護や豊かな人間性の育成を図っております。

大きな4つ目の「社会教育の推進について」申し上げます。執行方針でも触れておりますが、本年度は社会教育中期計画の最終年で、明年からの次期計画の策定を行う年でござ

います。策定にあたりましては、去る5月22日、社会教育委員とスポーツ推進委員の皆様にご挨拶申し上げたところでございます。

今後、計画策定委員会を組織の上、12月には答申をいただく予定となっております。

次に、「青少年事業の取り組み」でございます。子どもの安全・安心な活動拠点づくりのため開設している「放課後子ども教室」は、5月末現在で新冠小学校が159名、朝日小学校が49名の登録となっております。

近年、子ども教室や児童館の利用ニーズは多様化しております。現在は、教育的視点からこの事業を運営しておりますが、特に共働き世帯のニーズに対し、福祉的な視点での対応に不足を感じる面も見受けられますので、事業のあり方について検証を要すると判断いたしまして、児童福祉を所管する町民生活課との協議を開始したところでございます。その協議内容につきましては今後、所管委員会を通じ議会にも報告・協議させていただきたいと存じます。

続いて、「図書プラザ事業の取り組み」についてでございます。昨年度から準備を進めておりました読書記録手帳は、職員の手作り手帳を5月1日から配布しております。

まずは、子どもの読書習慣の向上に役立てたいとの思いから、学校を通じ小中学生全員に配布したほか、窓口で希望する方々にも配布しておりますが、特に小中学生は配布しただけでは活用につながらないものと考えますので、継続して学校と連携した読書習慣の定着化と、手帳活用の周知に努めて参りたいと存じます。

最後に、新年度を迎え4月から5月は、社会教育関連団体の総会が集中的に開催され、それぞれの団体が新年度の事業をスタートさせております。

私も各団体の総会に出席させていただき、人口減少や少子化に対応した社会教育の推進について、お話しさせていただいたところでございます。今後とも「いきいきふるさと教育」の具現化に向け、関係団体と連携し、レ・コード館を中心に特徴ある社会教育事業を取り進めて参りたいと存じます。以上を持ちまして第2回定例会の教育行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第3号 新冠町公平委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第5 同意第3号 新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第3号新冠町公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。公平委員会委員北所正視氏は、平成27年6月26日をもって、任期満了となりますことから、後任委員に引き続き、北所正視氏を選任したく地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。北所正視氏の経歴につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。履歴を載せてございます。住所は新冠郡新冠町字北星町、64歳です。公平委員会委員の職務につき

ましては、公平公正な行政を確保するため、地方公務員法に定めるところによりまして、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなどの措置を行うことを職務とすることとなっております。委員の任期は4年間でございます。北所正視氏は農協職員として、事務の経験も長く、公正で能率的な事務処理に理解があり、かつ行政についての見識を有する方で適任と判断をしており、選任について同意を求めようとするものでございます。提案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（芳住革二君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第3号についての採決を行います。お諮りします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 選挙第7号 新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（芳住革二君） 日程第6 選挙第7号 新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選することに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。選挙管理委員会委員に、山藤 雄一さん、梶浦 ひろ子さん、大谷 壽博さん、浅野 文男さん、補充員に 村上 美知子さん、今村 裕さん、姥谷 完治さん、中田 純さん を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました皆さんを新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました皆さんが当選されました。

◎日程第7 報告第2号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第2号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程第8 報告第3号 有限会社 にかっぷホロシリ乗馬クラブ の経営状況の報告について

◎日程第9 報告第4号 株式会社 新冠ヒルズ の経営状況の報告について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第3号 有限会社 にかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、日程第9 報告第4号 株式会社 新冠ヒルズの経営状況の報告について、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤 企画課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第3号、第4号については、報告のとおり受理することといたしたいと思います。暫時休憩します。再開は11時20分とします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時20分）

◎日程第10 報告第5号 有限会社 日高軽種馬共同育成公社 の経営状況の報告
について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第10 報告第5号 有限会社 日高軽種馬共同育成公社 の経営状況の報告について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田 産業課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第5号については、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第11 報告第6号 繰越明許費 繰越計算書について

○議長（芳住革二君） 日程第11 報告第6号 繰越明許費 繰越計算書について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、堤議員

○2番（堤俊昭君） 上から3番目の新規操業の安定化支援事業ですけども、27年からという話で3年間という話もありましたけれども、これはもう既に支援をする金額あるいは人数等については決定をしているのかどうか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） こちらにつきましては、平成27年に制度を立ち上げまして、これから5ヶ年間で計画期間が、27年入れまして、5カ年間ですけども、その間に事業を操業開始する方を対象にするということで、制度上は3年間ですけども期間が5年あるので、事業者が来年来ればまた設定します。こういう形でいっているのです。それと現段階では確定はしていませんけど、予算の根拠といたしましては、これに該当するものは今年の5月20日に操業開始した食肉センターは、この制度に該当してくるというものでございまして、予算の上げているものは、現時点では1社食肉センターに係るものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。報告第6号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第12 議案第26号 辺地に係る総合整備計画の策定について

◎日程第13 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（芳住革二君） 日程第12 議案第26号 辺地に係る総合整備計画の策定について、日程第13 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更について を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第26号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。2点質問いたします。それぞれの辺地に辺地度点数がつけられていますが、辺地度点数の詳細な説明を求めます。それともう1点、美宇辺地、太陽辺地のそれぞれの飲用水供給施設は設置後何年経過しているのか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 辺地の点数につきましては、評価方法がいろいろあるのですが、例えば駅または停車場までの中心地区からの距離ですとか、そういうものによって点数化されることになっております。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 美宇・太陽飲用水供給施設が設置後何年経っているかという質問でございます。その事業は昭和48年、49年にわたって設置した施設でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 確認したいのですが、辺地度点数が高いということは、要するに駅なり基準点から遠く離れていることで理解してよろしいのですね。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） そのように理解されて結構だと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。堤議員。

○2番（堤俊昭君） 80%の交付税ということですから、できるだけ利用したいなと思いますけれども、今、辺地度の話ありましたけども、新冠町内でどの範囲までが辺地となるのか。例えば朝日・高江・緑丘はこの事業の対象になるのかどうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 辺地の地域はどこまでかというご質問なのですが、ただいま資料の持ち合わせがございません。ただ、先ほど説明申し上げましたように、全ての対象地域を網羅して事業を計画するというものではなくて、必要に応じ都度、辺地の申請を行い、承認いただいている事業という中身になってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第26号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第27号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第27号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第28号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第28号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤 企画課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第28号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第28号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 11時55分)

(再開 13時00分)

◎日程第15 議案第29号 平成27年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第15 議案第29号 平成27年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第16 議案第30号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第30号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 特別養護老人ホーム所長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第17 議案第31号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第31号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本 国保診療所事務長。

(提案理由説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。 (13時38分散会)